

愛知県手数料条例（抄）

〔平成12年3月28日
愛知県条例第20号〕

〔屋外広告業登録申請手数料、屋外広告物講習手数料関係 沿革〕

昭和49年7月24日条例第42号、63年3月28日第9号、平成10年3月25日第4号、17年10月21日第90号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条、旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第2項及び道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第3項の規定による手数料の額及びその徴収等に関する事項を定めるものとする。

（手数料の納入義務者）

第2条 手数料は、特定の者のためにする事務について、その利益を受けた者から徴収する。〔以下略〕

（手数料の種類及び額）

第3条 手数料の種類及び額は、別表第1から別表第11までのとおりとする。〔以下略〕

別表第8（第2条、第3条関係）

屋外広告業 登録事務	屋外広告業 登録申請手 数料		1件につき	11,000
	屋外広告業 更新登録申 請手数料		1件につき	11,000

屋外広告物 講習事務	屋外広告物 講習手数料	広告物に係る 法令に関する科目	1人につき	1,800
		広告物の表示の 方法に関する科目	1人につき	1,100
		広告物の施工に 関する科目	1人につき	1,100